

広島市 農業委員会だより

令和5年冬号(44号)

発行:広島市農業委員会 ☎(082)568-7755

〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

「お客様に美味しい食材」をモットーに農業を ～宍戸裕作さん(安芸区中野)～



安芸区中野の農家に生まれた宍戸裕作さん(53歳)は、大学卒業後に農家の後継者として、住宅地に隣接するほ場で農業の道を歩み始めました。当初は市場出荷中心の販売でしたが、現在は、ご家族の協力を得ながら、野菜や花、米など様々な品目を意欲的に栽培し、直売所を中心に新鮮な商品を出荷されています。平成7年からはハウスで菌床シイタケを栽培し、経営の安定化を図っています。「商品を買っていただいたお客様には、リピートしてほしいし、そのために味も良くしていきたい。」と話し、販売先の直売所の納品に行った際などに、お客様から「おいしい」という声をかけてもらうことが農業経営の励みになっているそうです。

また、JA安芸活菜倶楽部会長としても活躍されている宍戸さんは、栽培履歴のチェック体制を整備するなど品質確保の取り組みを実施し、安心・安全な商品を消費者に届けるために日々尽力されています。

今後も直売所への出荷をメインとした経営を継続しつつ、農業にまい進していきたいと語ってくださいました。宍戸さんの一層のご活躍を期待しています。(取材:山縣 由明 委員)



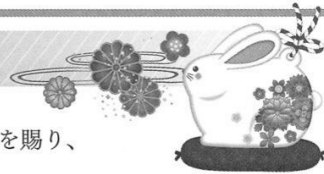
会長 福島 幸治

新年のごあいさつ

皆様、あけましておめでとうございます。
日頃より、農業委員会の活動に対し、ご理解、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、昨年は任期満了に伴い、19名の農業委員と42名の農地利用最適化推進委員が選任され、新しい体制で農地利活用に向けた活動に取り組んでいるところです。

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や担い手不足により、今後農地の荒廃が進んでいくことが懸念されることに加え、昨今の物価高騰は農業用資材等の価格上昇を招くなど、依然として厳しい状況にあります。農地は、食料生産の場にとどまらず、美しい農村景観や都市住民の憩いの場になるなどの多面的な機能を有する貴重な資源でもあります。農業委員会では、こうした農地を守っていくために、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進を農業委員、農地利用最適化推進委員が一丸となって取り組んでまいります。今後とも、皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたしますとともに、皆様方のご健康とご多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。



「令和5年度広島市農政に関する意見書」を広島市長へ提出しました。

農業委員会では、令和4年10月31日、福島会長ほか6名の農業委員・農地利用最適化推進委員が、松井市長に農業委員会等に関する法律に基づき「令和5年度広島市農政に関する意見書」を提出しました。

また、同日、佐々木広島市議会議長に対して、支援要請も行いました。この意見書は、農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に関する施策について、具体的な意見を提出するもので、その内容は次のとおりです。

1 農地の利活用の推進について

農家の高齢化や担い手不足により遊休農地は年々増加しており、今後、加速度的に荒廃していくことが懸念されるため、農地の利活用の推進を図ること。

本市の農業経営主は、65歳以上が約8割を占め、そのうち8割以上が後継ぎがいない状況にある。こうした中、ほ場整備農地については認定農業者等の担い手が約3割を利用しており、引き続きこうした方向での対応が求められる。一方、一般農地については担い手がおらず、今後、農地の荒廃が加速度的に進み、相当な面積の農地が荒廃していくことが想定される。

農地は食料生産の場にとどまらず、美しい農村景観を守り、都市住民の憩いの場になるなど、地域の貴重な資源となっており、守っていく必要がある。

そのためには、水稻、果樹、小豆などの省力で栽培できる作物の普及を促進することも必要である。



2 新規参入の促進について

市民の食と農の体験などの機会を増やし、農に興味を持つ市民を増やすこと。

農林業センサスによると、本市の農家戸数は2015年の6,135戸であったが2020年には5,189戸となり、5年で946戸、率にして15.4%の減少と大きく減ってきており、農地を守っていくためには、新たに農業に携わる人を確保していく必要がある。

そのためには、昨年の意見書で述べたように、趣味的なものから「半農半X」、専業農家など、多様な農への参入が重要であり、市ではそれらにスムーズに就農できるよう、新たに就農相談窓口の整備を行うとともに、利用権設定の下限面積の引下げを行うなど積極的な取り組みを行っており、その効果を期待しているところである。

市民の多様な農への参入を促進するには、農に関わる市民の裾野を大きく広げていくことも必要であり、そのためには、食と農の体験などの機会を増やすことにより、農に興味を持つ市民を増やすことが重要である。

3 持続可能な農業の推進について

有機農業を始めとする減化学肥料・減化学農薬の農業に取り組み、持続可能な農業の推進を図ること。また、有害鳥獣対策については引き続き捕獲強化を進めること。

有機農業を始めとする減化学肥料・減化学農薬による農業の推進は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負担を軽減させ、地球温暖化防止にも効果を示すことからSDGs達成に向けて取り組むべき課題のひとつである。また、肥料高騰対策にも有効である。

こうした中で、近年、植物生理の解明等が進み、減化学肥料・減化学農薬による農業の取り組みが行いやすくなってきていることから、市をはじめJA等の関係機関が最新の知見を理解し、連携して進めていく必要がある。

また、有害鳥獣の被害により農業を続けることを諦める農家もいるため、有害鳥獣対策については、引き続き捕獲強化などの対策を講じていく必要がある。

農地賃借料情報

過去1年間に契約・公告された農地の賃借料について、下表のとおり情報提供します。

なお、この賃借料は、あくまでも目安ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者でよく話し合いのうえ決めてください。

令和4年1月から令和4年12月までに契約(公告)された賃貸借における賃借料水準 (10アール当たりの年額)

区 域	区 分	平均額	最高額	最低額	データ数
広島市全域	田 基盤整備地域	14,900円	25,500円	5,200円	124
	田 未整備地域	12,900円	20,000円	4,400円	218
	畑 全地域	10,200円	17,100円	3,100円	34

「農業用機械・パイプハウス等資材登録制度」を活用してみませんか

不要となった農業用機械・パイプハウス等資材の有効活用を通して、広島市の農業者を支援し、さらに農地利用の推進を図るための制度です。

登録する農業用機械等

- ・トラクター、耕運機、播種機、散布機、草刈機、運搬機、保管庫、農業用ハウスのパイプ等

登録手続等

- ・登録申請書の提出があった場合は、農業委員会の職員が現地へ出向き、申請内容に誤りはないか、使用可能かどうかなどを確認し、登録の可否を判断するとともに、写真を撮影します。
- ・農業用機械・パイプハウス等資材バンクに登録された情報は、農業委員会事務局で整備・保管し、必要に応じて農業委員、農地利用最適化推進委員、市農政課、区役所農林課、JA等関係機関へ提供し、活用を図ることとしています。

注意事項

- ・譲受希望者と農業用機械等所有者との譲渡に関する交渉は、当事者間で行ってください。
- ・農業用機械・パイプハウス等資材バンクの利用は、適法な権利に基づく農地の耕作を目的とする者に限ることとし、転売等を目的とする利用はできません。

～お問い合わせは、農業委員会事務局まで(☎(082)568-7755)～



▲安佐北区で飲食店を営むかわら、令和4年4月に就農した霜下さん。本制度を活用し、耕運機を取得されました。

みんなで読もう！ 全国農業新聞

農政・経済の動向、全国の優良営農事例等が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です。(月4回発行 購読料1か月700円)

～お問い合わせは、農業委員会事務局まで (☎(082)568-7755)～



Interview ～地域農業の安定のために、農地利用を推進～

農地利用最適化推進委員の取り組み 堀田純高さん（安佐北区白木町志屋）

堀田さんは、平成28年に農地利用最適化推進委員に就任し、現在3期目となりました。推進委員となったきっかけは、同級生で長い付き合いのあった当時の農業委員から「農業委員会の活動を一緒にやってみないか」と声をかけてもらったことだったそうです。



担当する白木町志屋地区は、安佐北区の北東に位置し、安芸高田市八千代町と隣接しています。山々に囲まれ、田畑が広がるこの地域で、農地利用状況調査や遊休農地の解消、認定農業者への意向調査などに熱心に取り組まれています。堀田さんは、農家の方々の日常的なコミュニケーションを欠かさないと。「これまでのお付き合いがあったからこそ、円滑な推進委員活動につながっています。推進委員だから地域の方との接し方を変えるということ



ではなく、これまでどおりざっくばらんにお付き合いさせてもらえるよう、「いつもどおり」に話しかけるようにしています。」と教えてくださいました。

堀田さん自身も農家として、ご夫婦で野菜などを栽培しています。今年は道路沿いの農地に景観作物としてヒマワリを植えたところ、道路に向いて花が咲き、地域の方や通行人の方に喜んでもらえたそうです。「喜んでもらえること、それを通して地域のつながりが生まれることをうれしく思います。今後も地域農業の安定のために努めていきます。」と決意を新たにされています。



堀田推進委員と妻の英子さん

農業委員会では農地の利活用を推進するために農地を巡回し、利用状況等の調査を行っています。

調査への御理解と御協力をお願いします。

1 農地利用状況調査

農業委員会では、毎年農地法第30条に基づき農地の利用状況についての調査を実施しています。

2 農地利用意向調査

農地法第32条に基づき、遊休農地の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか（市街化区域以外）、誰かに貸し付けるか等の意向を調査します。



農業者年金に加入しましょう！

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満（国民年金任意加入者は65歳未満）の方はどなたでも加入できます。

- ・保険料の額は月額2万円～6万7千円（千円単位）で自由に設定できます。（認定農業者等に該当しない35歳未満は月額1万円から設定できます。）
- ・社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の優遇があります。

15 陸の豊かさも
守ろう



広島市は、SDGsと同じ社会を目指しています。農業委員会の取り組みは、主に上記のゴールの達成を目指します。